

ふれあい通信



羽生 ミサ子

はにゅう・みさこ

- 飯豊出身
- 埼玉県支部

入会を振り返って

私は飯豊の「切掛」生まれです。「ふるさと小野町会」に入ったきっかけは、埼玉県支部で吉野辺出身の会田平四郎さんからの紹介でした。会員になって4年目です。初めての総会に参加したとき、何も知らなくてドキドキしました。先輩会員の方に「兄姉の名前は」と聞かれて、兄と姉の名前を言ったら、どちらも知っているよと言われてうれしくなりました。同郷の人っていいなと思いました。

それから埼玉県戸田市で物産展があり、朝早くから小野町の人に来て頑張っているの、夕方早めに帰らせてあげようと思、同じ埼玉県支部の遠藤正子さんと一緒に懸命販売に協力し頑張りました。

それから私も飲食店を始めて3年目になりました。会長をはじめ会員の皆さんには、事あるごとに店を使っていたいただき感謝しています。本当にありがとうございます。今後ともよろしく願います。

国民年金コーナー

保険料の納付が困難な場合には免除・納付猶予制度を利用しましょう

年金保険料免除申請書」を提出してください（申請書は役場窓口または年金事務所にあります）。
審査の結果については、申請から概ね2カ月から3カ月後に日本年金機構から結果が送付されます。

◇必要な書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ②認め印（本人が署名する場合は不要）
- ③雇用保険受給資格者証の写し、離職票の写し（失業などによる申請の場合のみ）

保険料免除の申請期間が拡大されました
これまでは直近の7月までしか遡って免除の申請をすることができませんでしたが、平成26年4月から保険料の納付期限が2年を経過していない期間（申請時点から2年1カ月前まで）について遡って免除の申請ができるようになりました。

国民年金では経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が免除または猶予されますので、免除・納付猶予制度を利用しましょう。

◇免除申請の区分
免除の区分には、全額免除・一部免除（一部納付）・若年者納付猶予があります。所得基準については、前年の所得が次の計算式の範囲内にある方が対象となります。

◇手続き
免除などの申請には、住民票のある市町村へ「国民

した。詳しくは、年金事務所までお問い合わせください。

☎ 郡山年金事務所

☎ 024-932-1343

☎ 町民生活課

☎ 721-6933

■免除申請などの所得の基準

| 免除の区分 | 計算式(前年度の所得) | 審査対象 |
|---------|------------------------------|------------|
| 全額免除 | (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円 | 本人・配偶者・世帯主 |
| 4分の3免除 | 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 | |
| 半額免除 | 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 | |
| 4分の1免除 | 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 | |
| 若年者納付猶予 | (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円 | 本人・配偶者 |